

## 障害児(者)生活サポート

在宅の心身障害児(者)の生活を支援するため、家族が外出する場合の一時預かり、学校や病院などへの送迎、介助者の派遣などのサービスを行います。

### 対象

身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けているかた

### 料金

1時間あたり950円

(うち450円は町が補助します)

※事業者によっては、年会費などが必要となる場合もあります。

**利用時間** 年間150時間まで

**持参品** 身体障害者手帳または療育手帳、印鑑

**申請** 住民福祉課福祉係

☎62-1230 内線105

## 燃料費給付

### 対象

- ・身体障害者手帳の交付を受けている、下肢、体幹障害者で、自ら自動車などを運転するかた
  - ・身体障害者手帳の交付を受けている、1級または2級の下肢、体幹障害者と同居する家族のかた
  - ・視覚障害者手帳の交付を受けている視覚障害者と同居する家族のかた
  - ・療育手帳の交付を受けている障害者と同居する家族のかた
- ※いずれも障害者本人または同居の家族所有の自動車などで、営業用を除きます。

### 給付金

燃料1リットルにつき50円。1か月に自動車は20リットル、オートバイは5リットルまで。

### 持参品

身体障害者手帳または療育手帳、自動車などを運転するかたの運転免許証、車検証、印鑑

**申請** 住民福祉課福祉係

☎62-1230 内線105

※平成18年度の燃料費給付請求は4月10日(火)までです。

「福祉タクシー利用券」と「燃料費給付」を重複して受けることはできません。

## ふくし

### 太陽の広場

心の不調を抱えながら、町で生活しているかたがたの交流の場です。お友だちと誘いあって、お気軽にご参加ください。

期日	内容
4月11日(水)	花見
25日(水)	バドミントン、卓球

**集合** 午前9時30分・総合センター

**申込み** 住民福祉課保健衛生係

☎62-1230 内線107

### 福祉タクシー利用券交付

福祉タクシー利用券(初乗り運賃相当額)を交付します。

**対象** ・身体障害者手帳1、2級のかた

・療育手帳(A)、Aのかた

**交付数** 年間24枚

**持参品** 身体障害者手帳または療育手帳、印鑑

**申込み** 住民福祉課福祉係

☎62-1230 内線105

※平成18年度分の利用券は使用できません。残券はお返しくください。

### 指定有料ごみ袋支給

**申請・支給開始** 4月2日(月)から

町では少子高齢化対策として、町内に住所がある3歳までの乳幼児、ねたきり老人などの紙おむつ受給者に対し、経済的負担の軽減を図るため、紙おむつ袋として指定有料ごみ袋を支給します。

**対象** ①乳幼児(0歳から3歳の誕生日まで)

②ねたきり重度心身障害者等紙オムツ受給者

**支給** 1人につき可燃ごみ16リットル袋(中型)を月5枚、年間60枚まで

**申請先** ①住民福祉課保健衛生係

② 〃 福祉係

**持参品** 紙おむつ用ごみ袋支給カード(平成17・18年度受給者)

**問合せ** 住民福祉課保健衛生係

☎62-1230 内線106・107

## そうだん

### 行政相談

**日時** 4月13日(金)午後1時～3時

**場所** 総合センター

**相談員** 塩田 寿 行政相談委員

**費用** 無料

**問合せ** 住民福祉課福祉係

☎62-1230 内線108

### 心配ごと相談

**期日** 4月27日(金)

**時間** 午後1時30分～4時

**場所** 総合センター

**相談員** 町社協心配ごと相談員

**問合せ** 社会福祉協議会

☎62-4615

### 特設人権相談

いじめ・体罰・いやがらせ等の人権問題でお困りのかたは、お気軽にご相談ください。

**期日** 4月13日(金)

**時間** 午前9時～正午

**場所** 総合センター

**相談員** 人権擁護委員

**費用** 無料

**問合せ** 住民福祉課住民係

☎62-1230 内線101

※皆野町以外の相談所もご利用になれますので、希望市町村に直接お問い合わせください。

### 法律相談

法律紛争などでお悩みのかたは、お気軽にご相談ください。(要予約)

**期日** 4月20日(金)

**時間** 午後1時～4時

**場所** 役場303会議室(3階)

**対象** 町在住のかた

**相談員** 埼玉弁護士会熊谷支部

野口英明弁護士

**費用** 無料

**予約** 住民福祉課

☎62-1230 内線108

※相談時間は30分以内。相談者が、すでに弁護人を選任、または訴訟中の事案および町が紛争当事者となる事案は、相談できません。